

# 企 画 競 争 公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 2 年 7 月 10 日

全国健康保険協会高知支部  
支 部 長 小松 誠昭

## 1 企画競争に付する事項

令和 2 年度 第 1 回レセプト点検事務研修業務委託

## 2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間（令和元年 5 月分から令和 2 年 4 月分まで）について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間（令和元年 5 月分から令和 2 年 4 月分まで）について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間（令和元年 5 月分から令和 2 年 4 月分まで）について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (8) 研修担当講師が、十分な実務経験（概ね 10 年以上）及び高度な専門知識を有していること。

## 3 契約候補者の選定

『企画競争説明書』に基づき提出された企画書等について評価・審査を行い、契約候補者一人を選定する。

その後、契約候補者と高知支部で事業詳細及び契約金額について協議をおこない、正式に委託する。また、この協議によって両者合意のない場合は、再度公告をおこない、契約候補者を募集する。

## 4 企画競争説明書を交付する期間及び場所

- (1) 期間 令和 2 年 7 月 10 日（金） ～ 令和 2 年 7 月 27 日（月）
- (2) 場所 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 7 階

全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当 大崎  
電話 088-820-6012 F A X 088-820-6023

5 企画競争説明書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X (A4、様式自由) にて受け付ける。

なお、質問がない場合は提出不要とする。

(1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」

(2) 受付期間 令和 2 年 7 月 20 日 (月) 午後 3 時まで

(3) 回 答 令和 2 年 7 月 22 日 (水) 午後 5 時までに電話または F A X にて行う。

6 必要書類等の提出期限等

(1) 提出期限 令和 2 年 7 月 28 日 (火) 15 時まで

(2) 提出先 4(2)に同じ

(3) 提出方法 直接提出 (持参) 又は郵送 (提出期限必着) とする。

7 必要書類等の提出のあたっの注意事項

(1) 事業者一者あたり 1 件の企画を限度とする。

(2) 必要書類の作成および提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

8 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 その他

その他詳細は、『令和 2 年度 第 1 回レセプト点検事務研修業務委託 仕様書等』による。

**【本件担当：連絡先】**

住 所：〒780-8501

高知県高知市本町 4 - 2 - 4 0 ニッセイ高知ビル 7 階

担 当：企画総務グループ 大崎

レセプトグループ 小木田

電 話：088-820-6012

F A X：088-820-6023

## 【参考】

### 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 25 条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者

（競争に参加させないことができる者）

第 26 条 契約責任者等は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (6) 契約に関する調査に当たり虚偽の申し出をした者
  - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者をその期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。